

「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例における宿泊施設の規定見直しの考え方(案)」に対する意見

1 意見募集期間と意見提出の状況

- パブリックコメントの実施期間：令和4年8月1日(月曜日)から8月31日(水曜日)まで
- 意見提出人数：6名
- 意見提出件数：7件

2 主な意見と東京都の見解

番号	意見の概要	東京都の見解
【新基準に関する御意見】		
1	規定の見直し案について、浴室等の出入口幅と浴室等前の通路幅の寸法を逆にしたパターンでも、車椅子が浴室等に入ることは可能であるため、逆のパターンも認めてほしい。 また、逆のパターンの方が、浴室等を広く取れ、空間をより効果的に活用できるため、推奨して欲しい。	御指摘の意見は今後の検討課題として参考にさせていただきます。
2	規定の見直し案について、浴室等の出入口幅と浴室等前の通路幅の寸法を入れ替えた寸法でも条例適合として欲しい。	
3	基本的には車いすでも余裕ができるようになり、大変良い。 バスユニットの入口は段差なしとして欲しい。段差なしが難しいなら、できるだけ低い段差にして欲しい。	条例では、一般客室内は階段又は段を設けないこととしておりますが、防水上必要な最低限の高低差を設けなければならない場合には、国土交通省の「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に示されている2cm以下とし、車椅子使用者の通行に支障とならないようにしています。
4	浴室等前の通路幅の100cm以上の適用範囲について、車椅子が浴室等に入退室する際に影響のある範囲に限定し、単に通過の用に供する部分は含めないで欲しい。 適用範囲が広がった場合、比較的面積の小さな客室の場合、寝室が、施設計画に大きな影響を及ぼす。 建築基準法第52条第14項第1号に基づく容積率の許可においても同様の規定、運用として欲しい。	御指摘の意見は今後の検討課題として参考にさせていただきます。

番号	意見の概要	東京都の見解
5	<p>障害者の宿泊施設利用の幅が確実に広がり、とても歓迎すべきこととして受け止めている。 東京都の条例は、他県を含め多くの自治体が参考になっているため先進的な良い条例を制定して欲しい。</p>	<p>今回の基準の見直しにより、電動車椅子も含む車椅子利用者にとってより使いやすい一般客室の整備を促進し、誰もが安心・快適に暮らせる東京の実現を図っていきます。</p>
【福祉のまちづくりに関する御意見】		
6	<p>全国のホテルについて、ハード面は整っている場所が増えているが、バスタオルやシャワーヘッドが届かない、館内で障がい者トイレの案内ができないなど、もったいないことが多い。 ハード面の完璧も大切だが、一人ひとりのお客様をお迎えするというマインドや、ケースバイケースの対応が大切。まだまだ、介助者が一緒に来るのが当たり前のように感じる。 誰もが安心して出かけられる社会になって欲しい。</p>	<p>都では、人的対応などソフト面での対応の充実を図ることも重要と考えています。今回の改正によりハード面を着実に進めていくとともに、ソフト面の取組に関しては、具体的な配慮の方法等についても条例のリフレットに記載するなど、広く事業者にも周知し、安心して出かけられる社会の実現にむけて努めてまいりたいと考えております。</p>
【その他】		
7	<p>次回の条例見直しには、宿泊施設のバリアフリー以外についても見直しをして欲しい。</p>	<p>宿泊施設以外の施設についても必要な検討を行い、引き続き、誰もが安心・快適に利用できるまちづくりに取り組んでいきます。</p>